



# 茨城県報

第 234 号

令和 3 年 (2021年) 8 月 30 日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定並びに廃止及び休止（福祉指導課）…………… 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定（福祉指導課）…………… 3
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業課）…………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（2件）（中小企業課）…………… 4
- 茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正（農業経営課）…………… 6
- 保安林の指定の予定（林業課）…………… 7
- 道路の供用の開始（道路維持課）…………… 7
- 茨城県収入証紙の売りさばき人の指定（会計管理課）…………… 7
- 茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し（会計管理課）…………… 8

### 公 告

- 開発行為の工事完了（建築指導課）…………… 8
- 道路の位置の指定（建築指導課）…………… 8

### (警 察 本 部)

- 落札者等の公示…………… 9

### 訓 令

### (教 育 委 員 会)

- 教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令…………… 9

## 告 示

### 茨城県告示第923号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関について、次のとおり指定し、並びに廃止及び休止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 8 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

指 定 医療機関 コード	名 称	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
0431474	せらだ歯科	古河市東本町 2 丁目 3-11	歯、小歯、矯歯、歯 外	世良田 紀幸	令和 3 年 7 月 1 日	指定
2032601	つくば歯科訪 問センター	つくば市竹園 2-8-11伊東 ビル001号室	歯、小歯、矯歯、歯 外	一般社団法人 如水会 代表理 事 小林 聡	令和 3 年 6 月 1 日	指定
0242358	ウエルシア薬 局日立南高野 店	日立市南高野町 2 丁目 15 番 11 号	薬局	ウエルシア薬局 株式会社 代表 取締役 松本 忠久	令和 3 年 7 月 1 日	指定
0242366	クスリのアオ キ大みか薬局	日立市大みか町 4 丁目 26 番 15 号	薬局	株式会社クスリ のアオキ 代表 取締役 青木 宏憲	令和 3 年 7 月 1 日	指定
0341960	クスリのアオ キ千束薬局	土浦市千束町 4 番 27 号	薬局	株式会社クスリ のアオキ 代表 取締役 青木 宏憲	令和 3 年 7 月 1 日	指定
0341978	クスリのアオ キ土浦桜ヶ丘 薬局	土浦市桜ヶ丘町 19 番 1 号	薬局	株式会社クスリ のアオキ 代表 取締役 青木 宏憲	令和 3 年 7 月 1 日	指定
0441703	クスリのアオ キ東牛谷薬局	古河市東牛谷 478 番地	薬局	株式会社クスリ のアオキ 代表 取締役 青木 宏憲	令和 3 年 7 月 1 日	指定
2540312	ウエルシア薬 局常陸大宮石 沢店	常陸大宮市石沢 1844-4	薬局	ウエルシア薬局 株式会社 代表 取締役 松本 忠久	令和 3 年 7 月 1 日	指定
2640641	みすず薬局 中台店	那珂市中台 707-20	薬局	株式会社 美鈴 代表取締役社 長 鈴木 哲哉	令和 3 年 6 月 1 日	指定
0390244	クララ訪問看 護ステーショ ン	土浦市川口 1 丁目 6-22	訪問看護	アプロム株式会 社 代表取締役 倉持 和彰	令和 3 年 6 月 1 日	指定
0790062	訪問看護かえ りえ結城	結城市結城 9804-1	訪問看護	株式会社やさし い手 代表取締 役 香取 幹	令和 3 年 7 月 1 日	指定
2190170	訪問看護ステ ーションら しき	ひたちなか市大字金上 913- 1 サンハイツ 30H 102	訪問看護	合同会社 R I Z E 代表社員 茂垣 英明	令和 3 年 7 月 1 日	指定
2032536	つくば歯科訪 問センター	つくば市竹園 2-8-11伊東 ビル001号室	歯、小歯、矯歯、歯 外	高橋 英司	令和 3 年 5 月 31 日	廃止
0241079	あい薬局	日立市金沢町 1-7-23	薬局	有限会社 ホン マ 代表取締役 本間 裕規	令和 3 年 5 月 31 日	廃止
2640179	みすず薬局 中台店	那珂市中台 745-9	薬局	株式会社 美鈴 代表取締役社 長 鈴木 哲哉	令和 3 年 5 月 31 日	廃止
2790029	ちくせいケア ネット	筑西市野殿 1131	訪問看護	医療法人社団 平仁会 理事長 新井 平伊	令和 3 年 3 月 31 日	休止

## 茨城県告示第924号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

令和3年8月30日

茨城県知事 大井川 和彦

コード 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年 月 日
0840441372 ハロー薬局	古河市大手町11-22	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	株式会社ハロー コーポレーショ ン 代表取締役 鈴木 信隆	令和3年 7月12日

## 茨城県告示第925号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和3年8月30日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

みずほ丸紅リース株式会社

代表取締役 秋吉 満

## (2) 住所

東京都千代田区四番町6番地

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) タイヨー取手戸頭店

取手市戸頭八丁目1番1

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社タイヨー	神栖市大野原四丁目7番1号	森田 剛

## (3) 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年4月21日

## (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,391㎡

## (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 124台

イ 駐輪場の収容台数 20台

ウ 荷さばき施設の面積 63㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 12㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 7 時

(閉店時刻) 翌午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6 時 30 分～翌午前 0 時 30 分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

令和 3 年 8 月 20 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第926号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス水戸千波店

水戸市千波町字中山1862番12 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

令和 3 年 4 月 8 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階	横山 英昭

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

令和 3 年 12 月 1 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,539㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 52 台
- (イ) 駐輪場の収容台数 30 台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 61.74m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 13.5m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (開店時刻) 午前10時  
 (閉店時刻) 午後10時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前 9 時30分～午後10時30分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
 2 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

令和 3 年 3 月 30 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第927号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1週間縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (仮称) 水戸市上水戸複合店舗新築工事  
 水戸市上水戸三丁目3143番 2 外
- (2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出(第5条第1項)

令和 3 年 4 月 5 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階	横山 英昭

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

令和 3 年 11 月 25 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,546㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 105台

(イ) 駐輪場の収容台数 42台

(ウ) 荷さばき施設の面積 76.5㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 13.5㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午後 10 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

4 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

令和 3 年 3 月 24 日

2 意見書提出者の意見

事 項	意見の概要
・街並みづくり等への配慮等 (光害の防止に対する配慮を含む)	・店舗の看板の移設

理 由
・室内 (リビングルーム) よりの景観を著しく害するため。

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課



茨城県告示第928号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程 (昭和52年茨城県告示第405号) の一部を次のように改正する。

令和 3 年 8 月 30 日

茨城県知事 大井川 和 彦

別表 1 中「0.70%」を「0.80%」に改める。

別表 2 中「0.30%」を「0.20%」に改める。

付 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、令和 3 年 8 月 19 日以後になされた

貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第929号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 3 年 8 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定を予定している森林の所在場所  
常陸太田市大中町字北和見2649番3、2649番10
  - 2 指定の目的  
水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、皆伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第930号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 3 年 8 月 30 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 一般国道 293号
- 2 供用開始の区間 常陸太田市瑞龍町字向井669番から  
常陸太田市増井町字長尾990番まで
- 3 供用開始の期日 令和 3 年 8 月 30 日

茨城県告示第931号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

令和 3 年 8 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定年月日 令和 3 年 8 月 23 日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）

神戸市垂水区小東山本町二丁目 2 番 1 号  
株式会社 フードテックジャパン  
代表取締役 山下 展誉  
(売りさばき所：つくば市大穂 1-1 (高エネルギー加速器研究機構内)  
ニューヤマザキデイリーストア K E K つくば店)

#### 茨城県告示第932号

茨城県証紙条例 (昭和39年茨城県条例第25号) 第 5 条第 2 項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

令和 3 年 8 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定取消年月日 令和 3 年 8 月 23 日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名 (所在地、名称及び代表者氏名)

龍ヶ崎市馴馬町1274番地  
株式会社 S R フードサービス  
代表取締役 廣田 修一  
(売りさばき所：つくば市大穂 1-1  
高エネルギー加速器研究機構内  
ニューデイリーヤマザキストア K E K つくば店)

## 公 告

#### ●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 3 年 8 月 30 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
(1 工区) 稲敷郡阿見町大字鈴木字西鳳凰19番 1、20番 1、25番 9、同番10の一部
- 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町鈴木字西鳳凰25番10  
学校法人田中みどり学園  
理事長 田 中 一 彦

#### ●道路の位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

令和 3 年 8 月 30 日



茨城県知事 大井川 和彦

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
西七建指令 第52号	令和3年8月20日	さくら建設 株式会社 代表取締役 櫻井 和彦	下妻市今泉115番2	常総市新石下字芝原 1369番9	メートル 4.35～ 4.38	メートル 36.21

(警察本部)

## ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和3年8月30日

茨城県警察本部長 河合 信之

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年茨城県規則第98号）第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①通信指令システム及び総合指揮システムの賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町978番6  
③令和3年8月18日 ④三菱HCキャピタル株式会社茨城法人支店支店長高瀬慎也 茨城県水戸市泉町三丁目1番28号  
⑤月額34,187,800円（消費税及び地方消費税抜き額） ⑥一般競争入札 ⑦令和3年7月1日 ⑧落札方式は最低価格

---

## 訓 令

---

(教育委員会)

## 茨城県教育委員会訓令第9号

教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年8月30日

茨城県教育委員会教育長 小 泉 元 伸

教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令

教職員の旅費の調整基準に関する訓令（平成2年茨城県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「おいては」を「おいて」に、「を限度として」を「に満たない場合は」に改める。

付 則

- この訓令は、令和3年9月1日から施行する。
- この訓令による改正後の教職員の旅費の調整基準に関する訓令の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」

という。) 以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)